

令和8年度 新潟県若手医師留学研修支援事業の 留学研修生募集要項

- 1 応募資格 (1) 新潟県内で修得、又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を、海外留学若しくは県外研修(以下「留学研修」という。)で学び、留学研修修了後、県内医療機関に勤務し、県内における医学の進歩若しくは医療水準の向上に寄与していく意思のある者であって、申請日時点において以下の条件をいずれも満たす者
 - ・日本の医師免許を取得した日から15年以内の者
 - ・日本国内の基幹型臨床研修病院での臨床研修を修了済、もしくは留学研修開始日までに臨床研修が修了見込の者(2) 留学研修を令和8年7月1日から令和9年3月31日の間に開始予定の者
- 2 募集人数 2名(海外留学1名程度、国内留学1名程度)
- 3 留学研修期間 原則として1月以上2年以内
- 4 留学研修経費
支給金額 (1) 旅行に要する経費(50万円を限度)
(2) 留学研修にかかる経費
海外留学：月額40万円
国内留学：月額30万円
 - ※ なお、1月の滞在日数が30日に満たない月がある場合、当該月分の支給額は滞在日数で日割計算した額とします。
- 5 県内勤務義務 留学研修修了後、速やかに県内の医療機関での勤務を開始し、以下の期間以上勤務すること。
 - 海外留学：留学研修経費の支給を受けた期間に相当する期間に3を乗じた期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年)
 - 国内留学：留学研修経費の支給を受けた期間に相当する期間に3を乗じた期間(当該期間が1年に満たない場合にあつては1年)
- 6 申請手続き 次の書類を揃え、公益財団法人新潟医学振興会(以下「財団」という。)事務局に提出してください。
 - (1) 申請書(別記第1号様式)
 - (2) 留学研修希望理由書(様式任意・1,600字程度)
 - ※ なお、「志望動機」「留学研修先の選択理由」「習得目標」「留学研修修了後、県内医療機関における活用策」については必ず記載すること。
 - (3) 留学研修実施計画書(別記第2号様式)
 - (4) 旅費見積書(別記第3号様式)
 - (5) 業績一覧(主な業績：原著論文、症例報告、著書、総説、その他の論文、学会発表、外部資金の取得状況等)(様式任意)

- ※ なお、科研費等外部資金については、取得年、種目・研究課題名等を記載すること。
- 7 申請受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）17時まで
※ 郵送の場合は、4月30日の消印のあるものは受け付けます。
- 8 審査及び決定 財団の選考委員会において、応募者からの提出書類と面接をもとに審査を行い、最終的に財団理事長が留学研修生を決定し、本人に通知します。
※ 採用にならなかった場合も、その結果を通知します。
- 9 支給金の振込 支給額は、本人名義の口座に毎月末頃に振り込みます。
- 10 報告書の提出 留学研修を修了したとき及び上記5の県内医療機関での勤務義務を履行したときは、速やかに報告書を提出してください。
※ 報告書の様式は、それぞれの提出時期が近づいた段階で財団事務局から送付します。
- 11 返還の義務 以下の場合、留学研修経費全額の返還義務が生じます。
(1) 留学研修を中止したとき
(2) 留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき
(3) 留学研修修了後、新潟県内の医療機関での勤務義務を履行しなかったとき（義務期間は上記5のとおり）
(4) 医師免許を取り消されたとき

詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

【申請書類提出先】

公益財団法人新潟医学振興会 事務局

〒951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757（新潟大学医学部内）

TEL：025-227-2176 FAX：025-225-5555 Mail：medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL：https://www.niigata-mf.or.jp/

【制度に関するお問い合わせ】

新潟県福祉保健部 医師・看護職員確保対策課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL：025-280-5696 Mail：ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL：https://www.ishinavi-niigata.jp/